防装管第３５９１号
１１．　７．　１

経理局長
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議議長
技術研究本部長
調達実施本部長
殿

事務次官

装備品等及び役務の調達実施に関する訓令の一部改正について（通達）

標記について、平成１１年７月１日から施行されることとなったが、同年４月２日に防衛調達改革本部において決定された「調達改革の具体的措置」を踏まえ、装備品等及び役務の調達における競争原理の導入及び透明性の確保の観点から、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第１４条の２に規定する「調達の相手方を選定する必要がある場合」とは、当分の間、下記に定める場合とすることとされ、また、長官による調達の相手方の選定結果については公表することとされたので通達する。

記

１　新規の装備品等の調達に当たって、調達の相手方として適当と認められる企業（以下単に「企業」という。）が、契約に先立ち、航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２又は武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条の規定による許可を必要とする場合

２　ライセンスの取得が必要な装備品等の製造について、企業がライセンスの取得に当たって、契約に先立ち、当該ライセンスを保有する者と交渉する必要がある場合

３　輸入した航空機及びエンジンの修理に係る技術援助契約を新たに必要とするものについて、修理に係る契約に先立ち、企業が当該技術援助契約を締結する必要がある場合

４　航空機の開発について、航空機製造事業法の趣旨を踏まえ、開発能力を有する企業の技術、設備等を効果的に組み合わせた開発体制を構築する必要がある場合